

議案第 90 号

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（埼玉県の実地に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

第 10 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(職員) 第 8 条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（<u>埼玉県</u>の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士を含む。）の資格を有する者 (2)～(10) 省略 4～5 省略 (虐待等の禁止) 第 1 0 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員) 第 8 条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) 省略 4～5 省略 (虐待等の禁止) 第 1 0 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。